

# 出土品の取扱い基準の運用指針

平成17年4月1日

福島県教育委員会

# 出土品の取扱い基準の運用指針

(基準)

## 1 目的

本基準は、発掘調査等による出土品の文化財保護法の趣旨を尊重した適正で効率的な取扱いを図ることを目的とし、その区分・取扱いの方法・手続きに関する標準的な基準を定め、今後の保存・活用の指針とするものである。

(基準)

## 2 出土品の定義と適用の範囲

- (1) ここでいう出土品とは、発掘調査等により出土したもので、堆積土・遺構覆土等遺構面を構成する地盤等を除くすべてを指す。
- (2) この基準は、福島県内で行われる発掘調査等による出土品を対象とする。

(運用指針)

- (1) 発掘調査等とは、表面調査、試掘・確認調査、本発掘調査及び工事中その他の不時発見を指す。
- (2) 県外の調査機関が県内で調査等を行い、出土した遺物については本基準を適用する。

(基準)

## 3 出土品の区分

- (1) この基準における区分は、将来にわたり保存を要し、活用の可能性のあるものか等の視点から出土品を分類することをいう。
- (2) 出土品の区分については別紙1のとおりとする。
- (3) 出土品の区分・取扱いは、県・市町村の埋蔵文化財担当専門職員、又は県教育委員会が適当と認めた者が当たるものとする。
- (4) 県・市町村は取扱った出土品の区分・取扱い方法等について記録を作成し保管するものとする。
- (5) 出土品の区分・取扱いについて不明な点が生じた場合、市町村教育委員会は県教育委員会と協議の上行なうものとする。

(運用指針)

- (1) 埋蔵文化財担当専門職員とは、次のすべての事項に該当する者である。
  - ア 専門的知識・技術の面で、調査の対象となる遺跡について発掘調査を実施するのに十分な能力と経験を有し、発掘調査の現場の作業を掌握して発掘調査の全工程を適切に進行させることができるとともに、発掘調査報告書を適切に作成できる者であること
  - イ 過去に発掘調査担当者となった遺跡の発掘調査報告書を適切に作成している者であること

(基準)

#### 4 出土品の保管

- (1) 「出土品の取扱い基準」によって保管をすることとした出土品は、その状態に応じて以下のとおり適正な保管を行なうものとする。
  - a 適正な保管とは出土遺跡、遺構名、地点、層位、出土品の種別・名称、数量がわかる状態で保管されていることをいう。
  - b 遺構に伴う遺物・包含層出土遺物は出土遺構名、地点、層位、遺物名等から検索が可能な状態で保管する。
  - c 遺構外出土遺物は出土地点、その他の情報を記して遺跡ごと保管する。
- (2) 金属製品・木製品等で腐食・劣化により崩壊・変形が予想されるものは、保存処理等の処置を講じて適正な環境で保管する。

(運用指針)

- (1) 出土品の保管の際には、本基準のとおり保管の方法や収蔵場所等まで考慮して整理作業を進めること。
- (2) 適正な環境づくりとは、例えば適切な保存、収蔵スペースがなく、恒久的な施設がなくても、温度や湿度に気を配る（簡易換気施設、保管棚の収納の工夫）など、市町村において、可能な範囲内で整備する努力をすること。

(基準)

#### 5 出土品の活用

- (1) 県及び市町村教育委員会は出土品の適正な保管を基に、出土品の文化財としての活用と学術的活用を広範かつ適切な形で進めるよう努める。
  - a 文化財としての活用とは、出土品の歴史的・芸術的価値等の理解を推進するための公開・展示等を行ない、人類の歴史・文化等の正しい理解を図り、且つ、将来の文化の向上発展に寄与することを言う。
  - b 学術的活用とは歴史的・芸術的観点等から検討し、その出土品の学術的意味を明らかにすることを言う。
- (2) 活用にあたっては、出土品の価値・文化財の保護について理解を助ける措置を行なうと共に、出土品の保全に努めるものとする。

(運用指針)

- (1) 出土品の活用については、埋蔵文化財の保護や発掘調査の実施に対する理解と協力を得るためにもよい機会なので、次の①～③を参考にして、地域に根ざした文化財の活用のより一層の充実に努めること。
  - ①既存の展示施設の充実、公共施設の有効利用、学校統廃合における空施設の利用等
  - ②民間施設（例えば銀行や百貨店のホール、駅、ホテルなど）の利用
  - ③地方公共団体同士の連携等
- (2) 学校教育の中での出土品の活用（例えば授業やクラブ活動、総合教育活動等における積極的な貸出等）を図ること。
- (3) 出土品の展示、貸出し、閲覧に際しては、その方法や貸出中の管理、安全面に特段の配慮をすること。

(基準)

## 6 出土品の廃棄

- (1) この基準により保管を要しないとされたものは、廃棄することができる。
- (2) 別紙1の基準に基づいて保管を要しないと区分されたものでも、表面調査、試掘・確認調査等により出土し、遺跡の所在・範囲の確定等の根拠となったものについてはすべて保管するものとする。
- (3) 別紙1の基準に基づいて保管を要しないと区分されたものでも、時代的・地域的に見て希少性のあるもの、遺構・遺跡の性格を考える上で重要なもの、将来活用の計画があるものについては保管するものとする。
- (4) 市町村教育委員会が出土品を廃棄しようとするときは、その内容・方法等について事前に県教育委員会と協議し、その結果に従い、別紙様式1で県教育委員会に届けるものとする。
- (5) 出土品の廃棄は遺物整理・報告書作成作業等の経過を経て、出土品の十分な検討を行ってから決めるものとする。
- (6) 出土品を廃棄する場合は、環境への影響を配慮すると共に、将来において廃棄場所が埋蔵文化財包蔵地と誤解されるなど混乱を生じないように処置を講じるものとする。

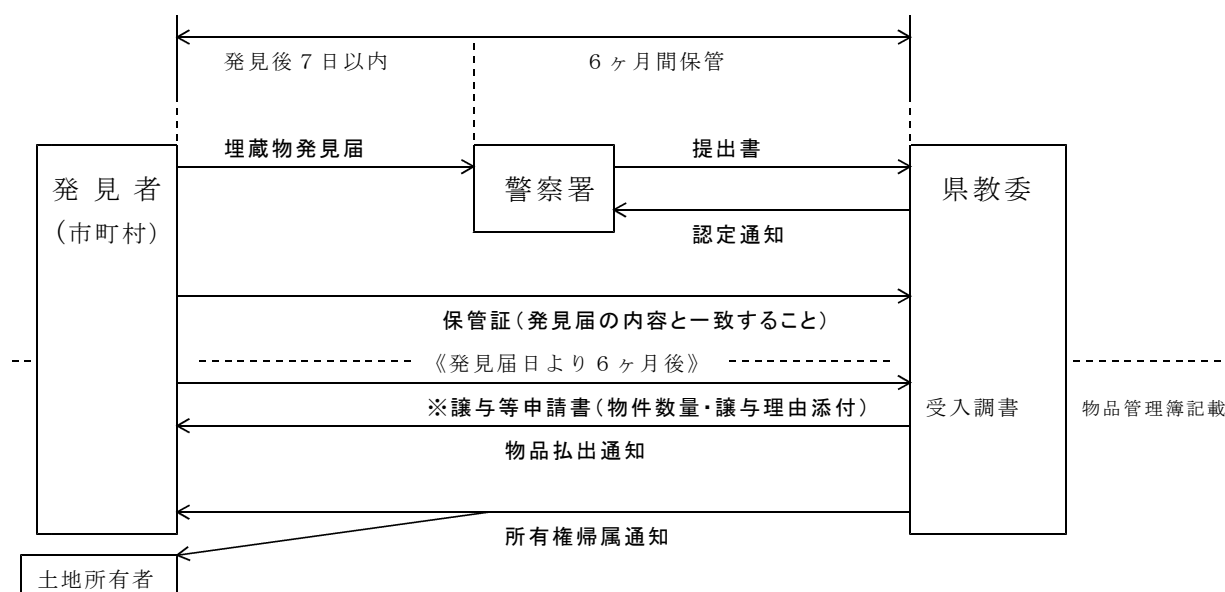
(基準)

## 7 出土品の取扱い

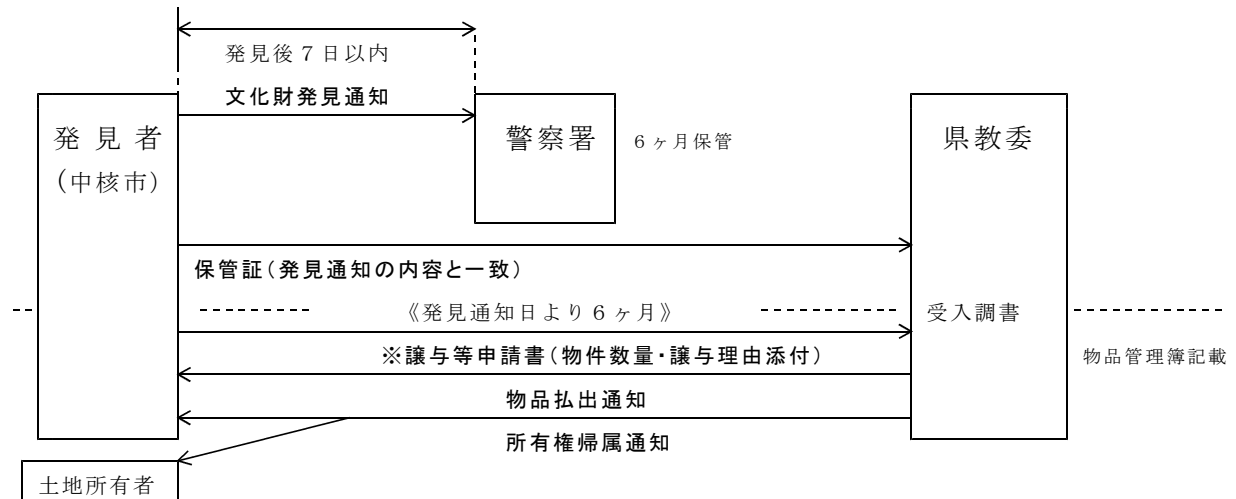
- (1) 出土品の区分基準により発掘調査等で埋蔵物として取り上げを行なったものは遺失物法第4条第1項の規定により発見届を提出する。但し調査終了後に廃棄することを前提として取り上げたものはその限りではない。
- (2) 遺失物法第4条第1項の規定により発見届をし、文化財保護法第102条の規定により文化財と認定された出土品をこの基準に基づき保存を要しないものとして廃棄する場合は、文化財保護法第107条の第1項の規定による譲与を受けた後に行なうものとする。

(運用指針)

(1) 埋蔵物発見届（市町村の場合）から譲与・廃棄フロー



(2) 文化財発見通知（中核市の場合）から譲与・廃棄フロー



(3) 埋蔵物並びに埋蔵文化財は、発見日または発掘調査終了後7日以内に調査地の所轄の警察署に届け出ること。

(基準)

**8 出土品取扱いの体制**

本基準を適正に執行するため、県・市町村は出土品取扱いのできる専門職員の確保・資質向上、保管施設の整備等の体制充実につとめるものとする。

(基準)

**9 基準の改定**

さらに適正な取扱いを行なうため、県教育委員会は今後検討を進め、随時見直しに努めるものとする。

付 則

この基準は、平成12年4月1日から適用するものとする。

この基準は、平成17年4月1日から適用するものとする。